

住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動について

住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動にかかる要件は以下のとおりです。

以下の活動を行っていない場合や、活動を行っていても中野くらしサポートへ報告がない場合は、原則として支給は中止となり、また、延長申請をすることもできません。内容をよくお読みいただき、必要とされる求職活動を行ってください。

【求職活動等の要件について】

【1】 離職・廃業・休業（被雇用者）された方（当初・延長・再延長中の方）

求職活動内容等	提出書類等
①月に2回以上、ハローワーク等における職業相談等を受けてください。	（参考様式6） 職業相談確認票
②週に1回以上の企業等への応募・面接を実施して下さい。 →常用就職を目指す就職活動をしてください。 ※常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6ヶ月以上の労働契約による就職をいいます。	（参考様式7） 常用就職活動状況報告書
③月に4回以上、「中野くらしサポート」と面談をしてください。 ※面談日程は、中野くらしサポートと調整してください。	毎回の面談時に、上記2点の書類を持参していただきます。（提出は月に1回）

【2】 休業等をされた自営業者の方で経営改善を目指す方(当初・延長中(1ヶ月から6ヶ月目)の方)

求職活動内容等	提出書類等
①原則、月に1回経営相談先での経営相談をしてください。	(参考様式10)(写し)
②月に1回以上自立に向けた活動計画(参考様式10)に沿った給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組をしてください。	自立に向けた活動計画 (参考様式11) 自立に向けた活動状況報告書
③月に4回以上、「中野くらしサポート」と面談をしてください。 ※面談日程は、中野くらしサポートと調整してください。	毎回の面談時に、上記2点の書類を持参していただきます。 (提出は月に1回)

【3】 休業等をされた自営業者の方で経営改善を目指す方(再延長中(7ヶ月から9ヶ月目)の方)

1頁の【1】 離職・廃業・休業(被雇用者)された方(当初・延長・再延長中の方)と同様です。

→自営業者の方でも、再延長申請をされる方は、ハローワーク等への求職申込みや、ハローワーク等での職業相談、企業への就職活動が必要になります。

【書類の提出先及び提出期限等】

提出先	〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所4階 「中野くらしサポート」 月～金 8:30～17:00 (相談の受付は16:30まで) ☎03-3228-8950 ※来所の際は、電話や予約受付サイトから事前予約ができます。(事前予約優先)
	中野くらしサポート くらしの相談予約受付サイト 
提出方法	窓口(中野くらしサポートとの面談時に提出)
提出期限	<u>毎月10日まで(土日祝日の場合は、直前の平日まで)</u> <例> 7月に申請し、8月15日支給決定で、支給期間が7～9月(8～10月家賃相当分)の場合、1回目は9月10日まで(8月分報告)、2回目は10月10日まで(9月分報告)に提出してください。 <u>※提出が確認できない場合は、原則として支給は中止となり、また、延長申請をすることもできません。</u>